

「あわぎんFBサービス<データ伝送等>利用規定」における  
当行所定等の文言についての補足説明

<データの伝送に関する共通規定>

3. (データの仕様)

データの仕様は、別に定める ([こちらをご覧ください](#)) ものとしします。

4. (利用手数料)

本サービス利用にあたり、当行所定の当初契約料と月間基本料 ([こちらをご覧ください](#))  
ならびにこれらに係る消費税等相当額をお支払いください。

月間基本料は、月間基本料引落口座から毎月所定の日 (毎月10日(該当日が銀行休業日  
の場合は翌営業日)) に前月分を引落とします。

7. (データの取消)

各サービスごとに定められた送信時限内 ([こちらをご覧ください](#)) に、契約者からの依頼  
があった場合に限り、全データの一括取消に応ずるものとしします。

<給与(賞与)振込利用規定>

2. (取扱店と振込指定口座)

(2) 受給者が給与の振込を指定できる預金口座は、本人名義の預金口座とし、かつ当行  
所定の預金種目 (普通・当座預金) としします。

4. (振込依頼)

受給者に対し給与振込を行なうに必要な内容を記載したデータを、当行所定の時限 ([こちら  
らをご覧ください](#)) までに送信してください。

9. (手数料)

給与振込取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) ならびにこれに  
係る消費税等相当額をお支払いいただきます。

<総合振込取扱規定>

2. (取扱店と振込指定口座)

(2) 振込を指定できる預金口座は、当行所定の預金種目 (普通・当座・貯蓄預金) とし  
ます。

3. (振込依頼)

預金口座振込を行なうに必要な内容を記載したデータを、当行所定の時限 ([こちらをご覧  
ください](#)) までに送信してください。

7. (手数料)

総合振込取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) ならびにこれに係る消費税等相当額をお支払いいただきます。

<自動集金サービス利用規定>

2. (取扱店と振込指定口座)

(2) 預金口座振替を指定できる預金口座は、当行所定の預金種目 ([普通・当座預金・納税準備預金](#)) とします。

5. (口座振替の依頼)

預金口座振替を行なうに必要な内容を記載したデータを、当行所定の時限 ([こちらをご覧ください](#)) までに送信してください。

<地方税納入サービス取扱規定>

3. (納付依頼)

納付事務を行なうに必要な内容を記載したデータを、当行所定の時限 ([こちらをご覧ください](#)) までに送信してください。

6. (取扱手数料)

地方税納入サービス取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) をお支払いいただきます。

<データ伝送型会計情報サービス利用規定>

2. (利用指定口座)

当該預金口座は、当行国内本支店の預金口座で、かつ当行所定の預金種目 ([普通預金・当座預金](#)) とします。

3. (利用明細の受信)

取引明細データは、契約者の使用端末操作により、当行所定の時限内 ([銀行営業日の9:00から18:00](#)) に受信してください。

6. (データの取消)

当行は、契約者が当行所定の期間 ([現状は抹消していません](#)) 取引明細データを受信しない場合、契約者に通知することなく、当該期間以前の未受信データを抹消できるものとします。

<ADP サービスによるデータ伝送に関する規定>

4. (取扱手数料)

ADP サービスによるデータ伝送サービスの取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) をお支払いいただきます。

5. (送信時限外のデータ送信)

当行所定の送信時限外 (銀行営業日の7:00~19:00以外) のデータ送信の場合、使用端末上は正常終了しても当行で処理できない場合があります。